

A HAPPY
NEW YEAR
2007

新年のご挨拶

「市民のためのあるべき司法」の 担い手として



東京弁護士会会長 吉岡 桂輔

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては希望に満ちた新年を迎えられたこととお喜び申し上げますとともに、本年のご多幸を心からお祈りいたします。また、日頃、会務活動に大変お世話になり心から感謝申し上げます。

昨年は、司法改革の実行段階として総合法律支援法に基づく日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が10月に開業しました。また、法科大学院の第一期卒業生による新司法試験が行なわれました。

法テラスの5つの本来業務のうち、①国選弁護関係、②司法過疎対策業務、③民事扶助業務は、いずれも弁護士会がこれまで実践してきた当番弁護士、ひまわり基金そして法律扶助協会の活動が結実し国費が投入されることになったものです。④犯罪被害者支援業務と⑤情報提供業務も弁護士会が担う業務です。

開業までの会員の皆様のご協力にあらためて感謝申し上げます。今後は市民のために真に役に立つ、あるべき組織として育つよう、われわれ弁護士及び弁護士会の実践活動が大事です。一方、弁護活動の独立が今後の課題ですが、さまざまな場面で個々の弁護士と弁護士会が全力をあげて取り組み続けることが重要です。

新司法試験による新しい司法修習が始まり、本年秋には2500人の新法曹が誕生することになります。いわゆる2007年問題といわれる弁護士大增員時代を迎え、われわれ弁護士会もさまざまな課題を解決する必要に迫られます。

新規登録弁護士の就職問題や若手弁護士へのさまざまな対応、弁護士業務に対するニーズの検証、専門弁護士の不足や東京にも存在する過疎・偏在、新しい弁護士像やあるべき弁護士業務の模索などなど検討課題は山積しています。

一方では、規制緩和の面からさらなる弁護士増員を求める声が外部にあるのも事実です。法律事

務を独占しているわれわれ弁護士がきちんと供給義務を果たしていくことが重要です。その面で、現在当会が取り組んでいる東京地区におけるユーザーの視点に立った弁護士ニーズ調査の結果に基づき、これに対応する弁護士紹介制度のさらなる充実など、本年度執行部の課題を任期中に成し遂げるよう、対応に全力を尽くします。

本年は、また2年余に迫った裁判員制度の開始に備えてさらなる対応が必要です。

市民へ裁判員制度への理解を深める努力とともに、担い手であるわれわれ弁護士の刑事弁護実務の研究や研修、すでに開始された公判前整理手続や取調べの可視化に向けての「録画・録音の試行」など新しい刑事手続への十全な取り組み、2009年の被疑者国選弁護の拡大に備えた刑事対応体制の確立などが急務です。

さらに司法関連法案への取り組みとして、上限金利問題への対応は成果がありましたが、引き続き共謀罪、少年法、犯罪収益に関する弁護士の依頼者密告制度(ゲートキーパー)、憲法改正国民投票法案など通常国会への対応が重要です。将来に悔いが残らないように、今できることを大事にしていく必要があります。

その他、多摩の弁護士会館問題は今年の総会に基づく不動産取得(落札)は実現できませんでしたが、新会館の必要性には会内の理解が深まりました。多摩支部との協議を行ない、引き続き実現に向けて努力します。多摩地区など新規公設事務所の開設問題、OAシステムの刷新問題などにも引き続き取り組みます。

その他、当会の活発な活動の結果として、さまざまな課題が本年も山積しておりますが、任期満了まで全力をあげる所存ですので、会員の皆様の温かいご支援を今後ともよろしくお願い申し上げます。